

平成 19 年度 産地づくり計画書

蒲郡市地域水田農業推進協議会

1 共通事項

- (1) 本協議会の範囲  
蒲郡市内
- (2) 助成対象となり得る水田等の確認方法  
土地台帳・水田台帳・過去の生産調整実績等、6月1日において、かい廃等が行われていなかどうか確認
- (3) 生産調整実施者の確認方法  
本協議会の現地確認・生産調整方針作成者・蒲郡市・農業共済組合等から提供された情報による
- (4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法  
東海農政局から提供された情報により確認
- (5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全て満たす場合における取扱い  
同一ほ場において、複数回栽培した場合において、重複して交付は行わない。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

|             |         | 都道府県協議会からの配分額 | 活 用 額     |             |            |            |           |
|-------------|---------|---------------|-----------|-------------|------------|------------|-----------|
|             |         |               | 産地づくり事業   | 産地づくり特別加算事業 |            | 稲作構造改革促進事業 | 担い手集積加算事業 |
|             |         |               |           | 稲作構造改革促進事業分 | 担い手集積加算事業分 |            |           |
| 産地づくり交付金    |         | 1,003,000     | 1,003,000 |             |            |            |           |
| 稲作構造改革促進交付金 | 基本部分    | 0             |           | 0           |            |            |           |
|             | 担い手集積加算 | 0             |           |             | 0          |            |           |
| 計           |         | 1,003,000     | 1,003,000 | 0           | 0          | 0          | 0         |

(単位：円)

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

( 2 ) 用途ごとの活用計画

( 単位 : h a、円、円 / 1 0 a )

| 用途<br>の分類<br>(記号<br>番号) | 助成金の用途の名称               | 助成対象<br>面積 | 活 用 額       |                |                       |                    | 計         | 助成<br>単価 | 支払時期 | 備考 |                   |
|-------------------------|-------------------------|------------|-------------|----------------|-----------------------|--------------------|-----------|----------|------|----|-------------------|
|                         |                         |            | 産地づくり事<br>業 | 産地づくり特別加算事業    |                       | 稲作構造<br>改革促進<br>事業 |           |          |      |    | 担い手集<br>積加算事<br>業 |
|                         |                         |            |             | 基本部分から<br>の活用額 | 担い手集積加<br>算からの活用<br>額 |                    |           |          |      |    |                   |
| 111                     | 転作作物の作付に助成(地<br>産地消に助成) | 25         | 750,000     |                |                       |                    | 750,000   | 3千円      | 3月   |    |                   |
| 7D3                     | 協議会運営費                  |            | 253,000     |                |                       |                    | 253,000   |          | 5月   |    |                   |
|                         |                         |            |             |                |                       |                    |           |          |      |    |                   |
|                         |                         |            |             |                |                       |                    |           |          |      |    |                   |
|                         |                         |            |             |                |                       |                    |           |          |      |    |                   |
|                         | 米価下落等の補てん<br>(基本部分)     |            |             |                |                       |                    |           |          |      |    |                   |
|                         | 米価下落等の補てん<br>(担い手集積加算)  | 当年度分       |             |                |                       |                    |           |          |      |    |                   |
|                         |                         | (前年度分)     |             |                |                       |                    |           |          |      |    |                   |
|                         | 計                       | 25         | 1,003,000   |                |                       |                    | 1,003,000 |          |      |    |                   |

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

( 3 ) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各用途ごとの内容等

|           |  |
|-----------|--|
| 助成金の用途の名称 | 地産地消に助成  |
| 分類        | 111  |
| 具体的内容     | 水田をどのように守っていくかを検討した結果、取組としては、米以外の農作物を作り、市内の直売所に出荷した農家に対し、産地づくり推進交付金を活用する。  |
| 効果        | 実際水田を守って耕作しているのは、兼業農家や高齢者、女性であり米以外の農作物は、地域に適した季節の野菜や花などが作られているのが現状である。そのため米の生産調整を推進するため、地域水田農業ビジョンに位置付けている「地産地消」・「適地適作」を地域の人々に、地域の『旬』の作物を理解してもらい、また高齢者や女性の生きがい対策となる。 |

## 助成要件

### 交付対象者

次の全てを満たす者。

蒲郡市に在住し、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている個人。ただし蒲郡市に在住する者であって全く水田を所有していない等の理由により、作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付けを行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。また、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付けを行っていないことが確認された場合については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者とみなす。

生産調整を達成していること。

実施計画(兼交付金申請書)を提出すること。

国が定めた助成水田のうち登記地目「田」において、自作地で転作している耕作者。

市内の直売所であるグリーンセンター・Gメーツふれあい市の会員であること。

水稻を作付けしていない農家。(自分で消費する分の米を生産する農家も対象外)

### 対象作物

対象とする作物は、直売所(グリーンセンター・Gメーツふれあい市)に出荷した農作物。対象作物は切り花、いちご、トマト、ナス、キュウリ、タマネギ、じゃがいも、さつまいも、里いも、人参、大根、菜花、白菜、キャベツ、ねぎ、スイカ、かぼちゃ、しょうが、とうがん、ブロッコリー、ほうれんそう、さかき、こうしば、大豆、梅、らっきょう等。16年度以降に植栽された、みかん・キウイなども対象とする。

|                    |   |
|--------------------|---|
| 確認方法               | <p>作付面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩測・実測・土地登記簿等の公的資料と照合する。</li> <li>・ 計画書の作物が作付けされている面積であること。</li> <li>・ 現地見回り</li> <li>・ 確認月：7月 ・ 水稲の作付けが行われていないこと<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トマト、なす、きゅうり等</li> <li>10月・いちご、さつまいも等</li> <li>12月・大根、白菜、キャベツ等、</li> </ul> </li> </ul> <p>グリーンセンター・Gメーツふれあい市の会員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蒲郡市農協から提供された情報によって確認する。<br/>直売所に出荷したことの確認</li> <li>・ 蒲郡市農協から提供された情報によって確認する。</li> </ul> |
| 助成水準<br>(助成額の算定方法) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象水田面積 × 3千円 / 10a</li> </ul> <p>ただし、売り上げ金額・出店日数の多少は助成額には加味しない。</p>  |
| 単価調整の方法            | <p>当初計画より交付予定額を上回る場合は、他の用途の余剰を流用する。それでもなお不足する場合は、単価による調整(交付予定額 ÷ 対象水田面積による)を行う。</p>   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 助成金の用途の種類       | 協議会運営費  |
| 分類              | 7D3   |
| (具体的内容)<br>支出項目 | <p>地域水田農業推進協議会の運営を行うための要経費等に助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 通信運搬費 ・ 印刷製本費</li> </ul>       |
| 効果              | <p>協議会運営費を活用することにより、「地産地消」の適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理等効率的な協議会運営の執行が図られる。</p>  |
| 支出の対象           | <p>旅 費 : 県会議の出席に係る旅費等<br/>事務等経費</p> <p>消 耗 品 費 : 地域協議会の開催に係る消耗品費</p> <p>通 信 運 搬 費 : 郵送代</p> <p>印 刷 製 本 費 : 推進資料等印刷費</p> |

|                |  |
|----------------|--|
| <p>確認方法</p>    | <p>旅 費 : 旅行命令簿・復命書<br/> 事務等経費<br/> 消耗品費 : 納品書・支出調書<br/> 通信運搬費 : 領収書<br/> 印刷製本費 : 領収書・成果品</p>   |
| <p>助成要件</p>    | <p>旅 費<br/> ・ 県会議 : @1,800円(蒲都市旅費基準)×1人×4回<br/> 事務等経費<br/> 消耗品費<br/> ・ 用紙・筆記用具・ファイルほか 105,800円<br/> 通信運搬費<br/> ・ 切手代 : @80円×500枚<br/> 印刷製本費<br/> ・ コピー代 : 100,000円</p> |
| <p>単価調整の方法</p> | <p>当初計画より実績が増加した場合、他の用途の余剰を流用する。それでもなお不足する場合は、協議会構成団体の助成により、調整する。</p>  |

#### 記入上の注意

- 1 「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。
- 2 助成金の使途の名称の欄は、産地づくり事業に産地づくり特別加算事業を上乗せで実施する場合は、地域協議会が実施する使途の名称の後に、【産地づくり特別加算事業分】と記入すること。
- 3 使途の分類の欄には、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号（1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類記号番号で区別される内容が含まれている場合は、原則として複数の記号番号）を記入すること。
- 4 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。（協議会自らの活動に要する経費か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明記すること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となる得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。）

なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する使途に限定されていることに留意すること。
- 5 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、
  - (1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
  - (2) 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適切かどうか
  - (3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうかといった観点から記入すること。

また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適切かどうかを明確に記入すること。
- 6 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙11の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。
- 7 [ ] は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営費に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 8 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(1) 総括表」及び「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」にその旨明記すること。